

リスク・コンプライアンス規程

テアトル債権回収株式会社

第1章 総 則

第1条 (目的)

本規程は、テアトル債権回収株式会社行動基準に基づき、コンプライアンスとリスク管理を一体で推進することを目的とする基本規程である。

第2条 (経営の基本方針)

- 1 当社は、コンプライアンスを経営の基本とする。
- 2 当社は、コンプライアンスとリスク管理が表裏一体の関係であることに鑑み、コンプライアンスとリスク管理を一体で推進することにより、公正・透明かつ健全な経営を実現する。

第3条 (定義)

本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) コンプライアンス

法令はもとより、社内規程等、企業倫理、社会規範に基づき良識をもって行動することをいう。

(2) リスク管理

当社のリスクを把握・評価し、リスク対応戦略を経営判断するとともに、対応状況を継続的にモニタリングすることをいう。

(3) 法令等

法令等とは、法令、社内規程等、企業倫理、社会規範等の総称である。

(4) 従業者

従業者とは、従業員（正社員・契約社員・嘱託社員・アルバイト社員）、派遣社員、取締役、監査役、顧問等をいう。

第2章 組 織

第4条 (リスク・コンプライアンス担当役員)

当社社長は、リスク・コンプライアンス担当役員を兼ねるものとし、当社のコンプライアンスとリスク管理を推進する。

第5条 (リスク・コンプライアンス委員会)

- 1 リスク・コンプライアンス委員会の構成は、委員長1名、委員若干名とする。
- 2 リスク・コンプライアンス担当役員は、当社役員及び部門長等の中からリスク・コンプライアンス委員を選任する。
- 3 リスク・コンプライアンス委員会の委員長は、リスク・コンプライアンス担当役員が務める。
- 4 リスク・コンプライアンス委員会の審議事項は次のとおりとする。
 - (1) 法令等に違反する行為または違反可能性のある行為に関する事項
 - (2) 経営に重大な影響を及ぼす重要リスクに関する事項
 - (3) コンプライアンス及び重要なリスクに関する重要方針・施策・体制等の決定に関する事項
 - (4) 想定外・緊急に発生したリスク・コンプライアンスに関する緊急体制の整備に関する事項

- (5) 関係法令及び社会情勢の動向に基づく企業行動の基本に関する事項
 - (6) 行動基準ならびに本規程の普及等に関する事項
 - (7) リスク・コンプライアンス体制（各部リスク・コンプライアンス担当者の任免等）に関する事項
- 5 リスク・コンプライアンス委員会の一部門として「不当要求 防止対策室」を設置する。「不当要求防止対策室」の役割等は、別途定める「サービス業務における反社会的勢力排除の対応マニュアル」に定める。

第6条（リスク・コンプライアンス主管部署）

- 1 リスク・コンプライアンス主管部署は、経営企画部とする。
- 2 経営企画部は、リスク・コンプライアンス担当役員のもとでリスク・コンプライアンスの推進に関する業務を主管するとともに、リスク・コンプライアンス委員会の事務局を兼ねる。

第7条（各部リスク・コンプライアンス担当者）

- 1 リスク・コンプライアンス委員会は、当社各部門長が推薦する従業員の中から各部におけるリスク・コンプライアンス担当者を任命する。
- 2 各部のリスク・コンプライアンス担当者は、当該部門において、リスク・コンプライアンス主管部署や従業員から発信・報告される情報を双方向に伝達し、従業員から相談の第一窓口となるなどにより、各部のリスク・コンプライアンスを推進する。

第3章 従業員のコンプライアンス義務

第8条（従業員の義務）

従業員は、第2条の基本方針を踏まえ、売上や利益の確保よりも、コンプライアンスを最優先の行動規範として行動しなければならない。

第9条（従業員の禁止事項）

従業員は、業務の遂行に当たり、次に掲げることをしてはならない。

- (1) 自ら法令等に違反すること（組織の一員として行う場合を含む）
- (2) 他の従業員に対して、法令等に違反する行為を指示すること
- (3) 他の従業員に対して、法令等に違反する行為を教唆すること
- (4) 他の従業員の法令等に違反する行為を黙認すること

第10条（拒否及び適切な措置）

- 1 従業員は、取引先・顧客等から法令等に違反する行為を持ちかけられてときは、これを拒否しなければならない。
- 2 従業員は、法令の改正その他により、適切な措置をとらない場合には法令等に違反することとなる事態が生じたときは、適切な措置を取らなければならない。

第4章 通 報

第11条 (通報の義務)

- 1 従業者は、他の従業者や特定の部門が法令等に違反する行為を行っていることを知ったとき、または適切な措置を執らないために法令等に違反する事態を招くおそれが生じた場合は、速やかに通報しなければならない。(法令等に違反していることを通報の条件とするものではない)
- 2 前項の通報は、第一次的には職制を通し行うことを原則とするが、職制を通してでは問題解決が困難と思われる場合や緊急を要すると判断される場合は、直接または並行してリスク・コンプライアンス担当役員に行うものとする。但し、前項の通報は、別に定める「内部通報規程」に従って行うことを妨げないものとする。
- 3 従業者は、誹謗・中傷を旨とした通報とならないよう務めるものとする。

第12条 (通報の方法等)

- 1 通報の方法は、口頭、電話、電子メール、手紙その他文書などいかなる方法でも差し支えないものとする。
- 2 やむを得ない事情があるときは、匿名の通報でも差し支えないものとする。

第5章 通報を受けた場合の措置

第13条 (事実関係の調査)

- 1 従業者から、法令等に違反する(可能性を含む)旨の通報があったときは、リスク・コンプライアンス主管部署は、リスク・コンプライアンス担当役員に報告するとともに必要な指示を受け、事実関係を速やかに調査しなければならない。
- 2 前項の調査に当たっては、通報者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

第14条 (事実関係の報告)

リスク・コンプライアンス主管部署は、事実関係の調査結果をリスク・コンプライアンス担当役員に報告するものとする。

第15条 (リスク・コンプライアンス委員会の役割)

- 1 リスク・コンプライアンス担当役員は、前条の調査結果を、リスク・コンプライアンス委員会に諮り、委員会は当該行為の法令等への違反行為の有無、取扱等を審議しなければならない。
- 2 リスク・コンプライアンス委員会の審議の結果、法令等に違反していること、または違反している可能性が高いことが判明した場合は、リスク・コンプライアンス担当役員は、違反者及び所属長に、当該行為の中止命令を出さなければならない。

第16条 (違反行為の中止)

リスク・コンプライアンス担当役員から違反行為の中止命令が出されたときは、違反者及び所属長は直ちに違反行為を中止しなければならない。

第17条（懲戒処分）

法令等に違反する行為を行った従業者および通報を怠るなど本規程に違反した従業者は、就業規則に基づき懲戒処分に付されるものとする。

第6章 雑 則

第18条（免責の制限）

従業者は、次に掲げることを理由として、自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反する意思がなかったこと
- (3) 会社の利益を図る目的で行ったこと
- (4) 取引先・顧客等からの誘いを断れなかったこと
- (5) 上長からの指示を断れなかったこと

第19条（通報者の不利益取扱の禁止）

- 1 当社は、通報を行ったことを理由として、通報者に不利益な取扱を行うことを禁止する。
- 2 通報を行ったことを理由に（表向き理由の名目は問わない）通報者が不利益な取扱を受けている場合は、リスク・コンプライアンス委員会は、実態調査を行い、適切に対処しなければならない。

第20条（リスク・コンプライアンス相談）

- 1 従業者は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうか判断に迷うときは、当該従業者が所属する部門のリスク・コンプライアンス担当者又はリスク・コンプライアンス主管部署に相談しなければならない。
- 2 リスク・コンプライアンス担当者は、従業者からの相談に対する判断に迷うときは、リスク・コンプライアンス主管部署に相談するよう指導するか、自らリスク・コンプライアンス主管部署に相談しなければならない。

第21条（社内研修）

- 1 リスク・コンプライアンス担当役員は、次に掲げる目的のため、必要に応じて社内研修等を実施しなければならない。
 - (1) 当社の行動基準を周知徹底すること
 - (2) コンプライアンス及びリスク管理への意識と関心を高めること
 - (3) コンプライアンス及びリスク管理についての正しい知識を付与すること
 - (4) 従業者の倫理意識を高めること
- 2 リスク・コンプライアンス担当役員から前項の研修を受講するよう命じられた従業者は、必ず受講しなければならない。

リスク・コンプライアンス組織

1 リスク・コンプライアンス組織

(1) リスク・コンプライアンス担当役員（兼リスク・コンプライアンス委員長）

社長

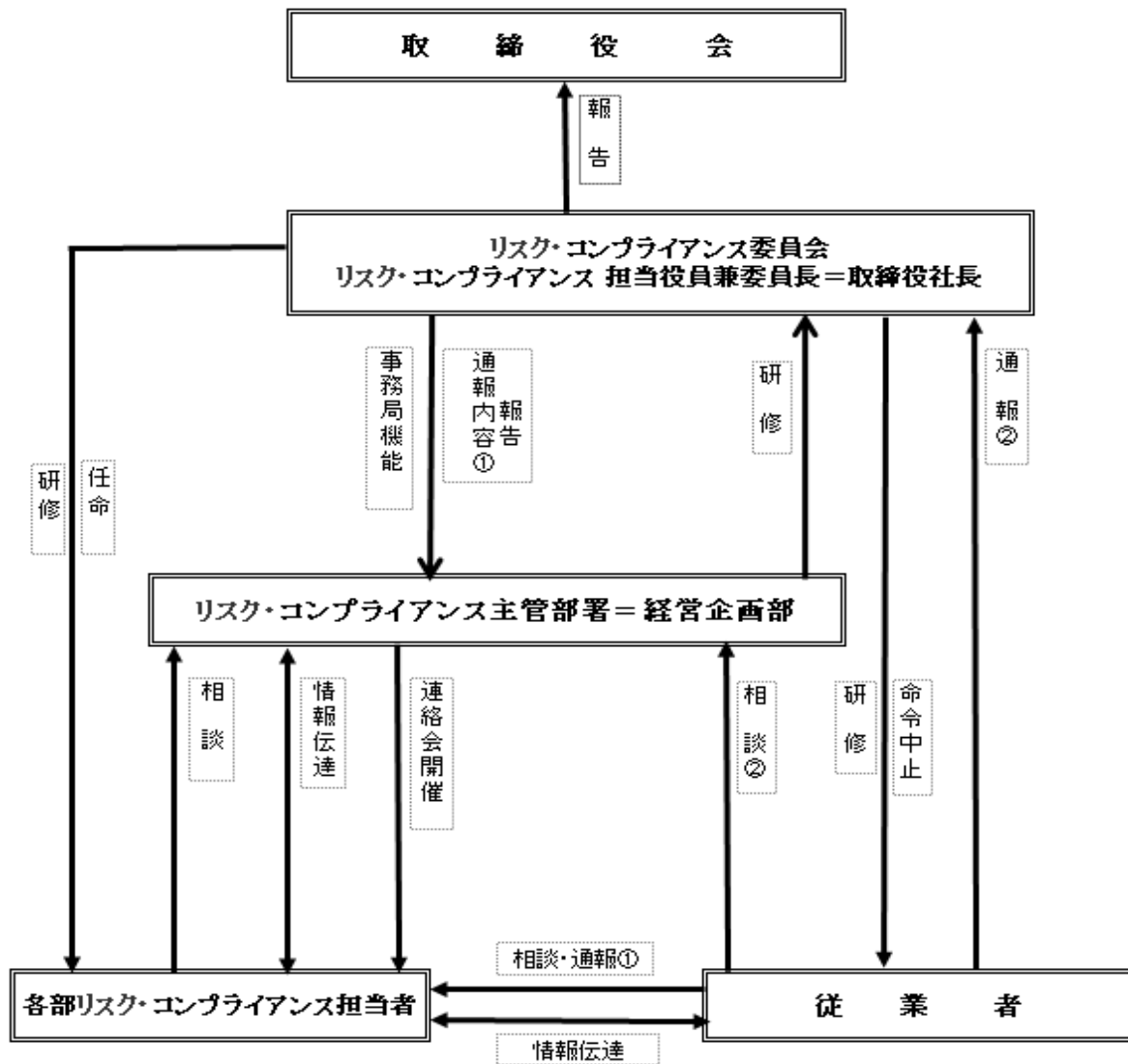
(2) リスク・コンプライアンス委員

全取締役、アセットマネジメント本部長、インベストメント本部長、経営企画部長、他社長が任命した者、事務局（経営企画部）

(3) 担当者連絡会

事務局は必要に応じて各部リスク・コンプライアンス担当者の連絡会を開催しリスク・コンプライアンスに関する情報連絡等を行う。

2 リスク・コンプライアンス組織と通報・相談ルート



平成24年11月8日制定

平成25年5月31日改定(2版・組織変更に伴い、リスク・コンプライアンス委員を改定)

平成26年6月12日改定(3版・組織変更に伴う改定)